

# 「春日井市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定の概要について

## 1 改定の経緯

平成 24 年の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」制定を受け、国は平成 25 年に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定した。同年、愛知県も「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定したため、本市においても平成 21 年に策定した「春日井市新型インフルエンザ対策行動計画」を「春日井市新型インフルエンザ等対策行動計画」として平成 26 年 11 月に改定した。

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう「政府行動計画」（令和 6 年 7 月改定）及び「愛知県行動計画」（令和 7 年 6 月改定）が抜本的に改定されたため、本市においても行動計画の改定を行うもの。

## 2 基本理念

平時から感染症危機に対応できる体制を作ることで、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に対応できる社会を目指す。

## 3 改定の方針と主な変更点

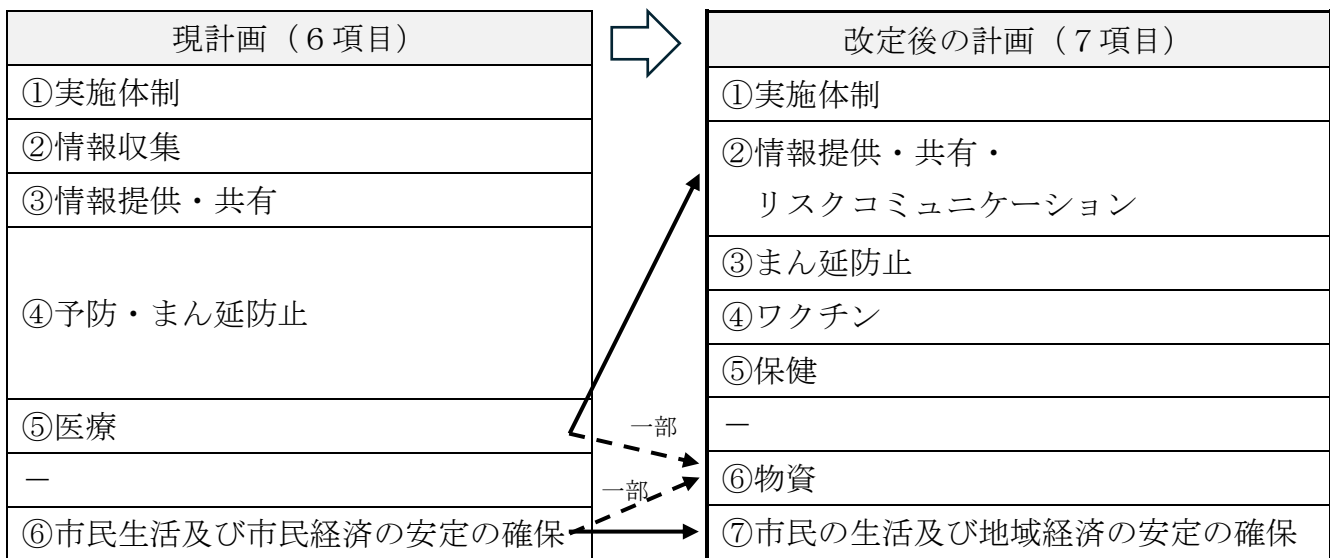
国・県の行動計画の改定内容との整合性を図りながら、市が主体となる事項を中心に記載。

基本的な方針は、国・県の行動計画に記載された基本的な方針のうち、特措法に基づいて参考とすべき箇所について、抜粋し、準用。

### 【県行動計画の改定内容に基づく主な変更点】

項目	現計画	改定後の計画
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に幅広く対応
時期区分	( <u>発生時期</u> ) 未発生期、海外発生期、県内未発生期（国内発生早期以降）、県内発生早期、県内感染期、小康期	( <u>対策時期</u> ) 準備期、初動期、対応期
平時の準備	未発生期の取組として記載	準備期の取組として記載を充実
対策項目	6 項目	7 項目に拡充
計画の構成	発生時期や発生場所を基本軸として各対策項目における取組を記載	対策項目を基本軸として、各対策時期における取組を記載 複数の対策項目に共通する 3 つの横断的視点の設定（人材育成・国と地方公共団体との連携・DX の推進）

(対策項目)



#### 4 拡充した主な対策

(1) 偏見・差別等に関する啓発

患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなることから、感染者等に対する偏見・差別等の防止について啓発することを明記

(2) 偽・誤情報に関する啓発

SNS等を通じて誤情報や偽情報が大量に拡散すると、社会的混乱が生じることから、各種媒体を活用し、偽・誤情報に関する啓発を行うことを明記

(3) ワクチン接種体制の構築

ワクチン接種に必要となる全庁的な実施体制の確保、業務の明確化及び医師会等の関係団体との連携により接種体制を構築するとともに、臨時の接種会場を設置した場合に必要な運営要員の確保や設備の整備等を明記

(4) 健康被害救済

予防接種により健康被害が生じた場合の健康被害救済について明記

#### 5 実効性の確保

政府行動計画や愛知県行動計画の見直し等も踏まえ、おおむね6年ごとに本市の行動計画を改定する。